

『地域理療と理療経営 第3版』修正「表」一覧

2018（平成30）年3月

表3 被保険者数および要介護認定者数の推移

	2000年4月	2012年5月	2017年5月
第1号被保険者数 (A)	2,165万人	2,986万人	3,449万人
要介護（支援）認定者数 (B)	218万人	520万人	634万人
認定率 (B/A)	10.1%	17.4%	18.3%

（介護保険事業状況報告）

表5 東京都板橋区（モデル世帯※）の国民健康保険の保険料額（平成29年度）

	所得割額 (1)	均等割額 (2)	保険料額 (1) + (2)
医療分	2,280,000円×7.47% = 170,316円	30,000円×3人 = 90,000円	260,316円 (A)
支援金分	2,280,000円×1.96% = 44,688円	10,200円×3人 = 30,600円	75,288円 (B)
介護分	2,280,000円×1.67% = 38,076円	14,100円×1人 = 14,100円	52,176円 (C)
世帯の年間保険料額 (A) + (B) + (C) = 387,780円			

※モデル世帯：世帯主41歳（所得2,280,000円），妻38歳（収入なし），子12歳（収入なし）

（板橋区ホームページより）

表7 医療保険の患者負担率（2017年度現在）

年齢区分	0歳～小学校就学前の乳幼児	小学生以上69歳以下	70歳以上75歳未満
負担率	2割	3割	2割または3割 ※ 75歳以上は後期高齢者医療制度

※ 現役並みの所得者は3割負担（2017年度現在）

表11 区分支給限度基準額（2017年度現在）

状態区分	支給限度基準額	適用サービス
要支援1	5,003 単位/月	介護予防サービス，福祉用具のレンタル 地域密着型介護予防サービス
要支援2	10,473 単位/月	
要介護1	16,692 単位/月	在宅（居宅）サービス 地域密着型サービス 福祉用具のレンタル
要介護2	19,616 単位/月	
要介護3	26,931 単位/月	
要介護4	30,806 単位/月	
要介護5	36,065 単位/月	

表12 介護予防通所介護の報酬価格（2017年度現在）

サービスの種類	サービスの内容	状態区分	価格/月
共通的服务	日常生活動作中心の機能訓練	要支援1	16,914円
		要支援2	34,681円
選択的服务	運動機能向上		2,310円
	栄養改善		1,540円
	口腔機能向上		1,540円

表13 介護予防訪問介護の報酬価格（2017年現在）平成29年，厚生労働省

利用頻度	状態区分	価格/月
週1回程度 I	要支援1・2共通	15,139円
週2回程度 II	要支援1・2共通	30,267円
週3回以上 III	要支援1・2共通	48,005円

表16 国民医療費及び鍼灸等の施術に係る療養費の推移（金額：億円） 2017年1月 発表（厚生労働省）

2011年度	国民医療費385,850 (3.1%)	柔道整復4,085 (0.4%)	鍼灸352 (11.8%)	あま指560 (8.5%)
2012年度	国民医療費392,117 (1.6%)	柔道整復3,985 (-2.5%)	鍼灸358 (1.8%)	あま指610 (9.0%)
2013年度	国民医療費400,610 (2.2%)	柔道整復3,855 (-3.2%)	鍼灸365 (1.8%)	あま指637 (4.5%)
2014年度	国民医療費408,071 (1.9%)	柔道整復3,825 (-0.8%)	鍼灸380 (4.3%)	あま指670 (5.2%)

() 内の数字は対前年度伸び率

表17 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（平成28年11月1日以降の施術）

初検料	2,810円	当該施術所が表示する施術時間以外の時間に初検を行った場合、所定金額に650円を加算、休日に行った場合は所定金額に1,870円を加算。			
往療料	2,160円	往療距離が片道2kmを超え8kmまでの場合は2km又はその端数を増すごとに920円を加算。片道8kmを超える場合は一律2,760円を加算。夜間往療の場合は所定金額の100分の100を加算。			
施 術 料	はり・ きゅう	1術の場合	1日1回限り2,640円	2以上の障害部位にわたり施術を行った場合は所定金額の100分の20の金額を加算。	
		2術併用の場合	1日1回限り3,970円		
	マッ サ ー ジ	マッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1日1回限り2,640円	特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ〔胃、腸、肝、心等〕）を行った場合は所定金額の100分の20の金額を加算。
			温罨法を併施した場合	1回につき100円加算	
			変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき575円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1日1回限り3,970円	2以上の傷病部位にわたり施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージを行った場合は所定金額の100分の20を加算。		
電気・光線器具による療法	1日1回限り550円	施術効果を促進するためあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師は超音波・極超短波・低周波、はり師及びきゅう師は電気鍼・電気温灸器・電気光線器具に限る）を使用した場合に算定。ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定。			
休業証明料	1件につき2,000円加算	休業（補償）給付請求書における証明。			

表18 疾患群別のリハビリテーション料（2016年）

リハビリテーション料	I	II	III	算定日数の上限
脳血管疾患等リハビリテーション	245点（180）※	200点（146）※	100点（77）※	180日
運動器リハビリテーション	185	170	85	150
呼吸器リハビリテーション	175	85		90
心大血管疾患リハビリテーション	205	125		150

※（ ）内の数字は廃用症候群の場合

表21 「3時間以上5時間未満」の通所介護費（1日につき）

要介護状態区分	小規模型通所介護費	通常規模型通所介護費
要介護1	426単位	380単位
要介護2	488単位	436単位
要介護3	552単位	493単位
要介護4	614単位	548単位
要介護5	678単位	605単位

（2017年度）

引用：通所介護（デイサービス）介護報酬の点数新旧対照表（平成27年）

<http://www.senior-leverage.com/article/15166441.html>

図6 療養費の年次推移

(単位：億円)

西 暦	1990	1994	1998	2002	2006	2010	2014
マッサージ	25	41	81	169	294	517	670
鍼 灸	55	64	63	95	221	317	380